

関連国際勧告等の抜粋

IAEA Safety Series No.115 (1996年)

附則 線量限度

患者の慰安者及び訪問者に対する線量限度

-9 このような患者の慰安者又は訪問者の線量は、患者の診断検査又は治療の期間中の線量が 5 mSv を超えることがないように、拘束されなければならない。放射性物質を経口摂取した患者を訪問する 子供の線量は同様に1mSv以下に拘束すべきである。